

# 学習評価及び履修認定規定

## (目的)

第1条 この規定は、学習評価及び履修認定に関する諸事項を定め、評価の明確化を図ることを目的とする。

## (カリキュラム)

第2条 カリキュラム（教育課程）は学則による別表に基づいて、講義科目を定める。

## (履修)

第3条 科目の履修については、特に定めのない場合、全科目を必修とする。

- 2 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。
- 3 講義の1限（1コマ）は原則として50分とし、時間数は1時間とする。
- 4 講義科目ごとに出席率を調査する。

## (単位認定又は履修認定)

第4条 所定の講義科目を受講し、その科目的評価で合格した者には単位認定または履修認定をする。

## (成績評価)

第5条 成績評価は、考査並びに出席状況、日頃の学習状況及び学習報告等を総合して評価する。

- (1) 学習状況とは、平素の学習（講義・実習）態度及びグループワーク等の参加状況をいう。
- (2) 学習報告とは、課題実習・実習内容等の報告をいう。
- (3) 学校外において実習を課するときは、それぞれの科目の一部とみなし、実習状況及び実習報告などによってその成績を評価する。

## (成績評価基準)

第6条 成績評価は各科目について100点満点をもって表し、学年成績は4段階法によるものとする。評価及び評価基準は次のとおりとする。

評価	評価基準
優	80点～100点
良	70点～79点
可	60点～59点
不可	59点以下

## (考査)

第7条 成績考査は原則として科目的講義が終了したとき、あるいは定期考査にて行うものとする。

- 2 定期考査は、前期、後期の各期の中間と期末に年4回実施する。ただし、卒業学年においては、後期中間考査は実施しない。

- 3 考査は筆記試験を原則とするが、レポート、口述又は実技試験により行うことができる。
- 4 筆記試験の時間は原則として50分とし、開始20分以後は入室を認めない。

(不正行為への処分)

第8条 試験において不正行為が認められた場合は、受験を直ちに中止し、それ以前の受験科目の成績は無効とし、それ以降は受験できない。加えて、戒告、停学、退学などの処分をする。

(試験欠席への処分)

第9条 正当な理由がなく、また無届で試験を受けなかった者は、当該科目の評価の対象としない。従って、その科目の追試験、再試験を認めない。

(追試験)

第10条 次に挙げる理由により、定められた期日に試験を受けることができなかつた学生については追試験を行うものとする。

- (1) 病気（原則として医師の診断書等を要する）
  - (2) その他、正当な理由と認められるもの
- 2 追試験の評価は80点を上限とする。ただし、前項第2号のうち公欠、忌引に係る場合は100点を上限とする。

(再試験)

第11条 試験又は追試験の成績が60点に満たなかつた科目については、判定会議を経て校長が認めた場合に限り、再試験を実施し評価を行うことができる。

- 2 1科目を複数の講師で担当している場合、その平均が60点未満のときは再試験とする。
- 3 再試験は、学校が指定した期間に行うものとする。
- 4 受験料は1科目2,000円以上とする。
- 5 再試験は1科目につき3回までとする。
- 6 再試験の評価は60点を上限とする。

(補講)

第12条 学則第12条に規定されている欠席日数および欠課時数を超えた場合、判定会議を経て校長が認めた場合に限り、超過した日数または時数を補講によって補うことができる。

2 補講料は、1日（6時間）につき、2,000円以上とする。

(次学年の科目受講又は卒業の認定)

第13条 次学年の科目受講の認定は進級判定会議において行う。

2 卒業の認定は卒業判定会議において行う。

附 則 本規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 本規定は、平成29年4月1日から施行する。